

[事案 28-193] 入院給付金支払請求

・平成 29 年 4 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

変形性頸椎症等の治療で入院したことを理由に、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

左腕の痺れや痛みで受診し、神経障害性疼痛、変形性頸椎症、頸椎椎間板ヘルニア等の診断を受け、3 か月以上にわたり入院したため、平成 21 年 7 月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、支払われなかった。しかし、入院時の症状はひどく、日常生活も困難であるため入院治療を行なったこと、神経障害性疼痛治療薬の副作用でめまい、ふらつきが生じていたこと、入院中の外出は主治医の指示によるものであることから、入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 神経障害性疼痛治療薬の処方については、入院する必要はなく、通院治療で十分対応できること、申立人は、入院期間中、ほぼ連日散歩をしており、日常生活および外来治療に支障がなかったことは明らかであること等の事情を考慮すると、本入院の全期間について、約款上の「入院」(医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること)には該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院の経緯等について確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に、医療記録にもとづいて第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院は、常に医師の管理下において治療に専念することを要する状態であったと認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。